新

険料率を見直

限

は

57

万

円

-´決定通知書)を7月7日に送付します。また7月下平成6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書(以

しい被保険者証と減額認定証を送付します

問合せは

後期

高齢者医

療制

被保険者証は 7月下旬に送付

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。 7月下旬に新しい被保険者証を送付します ので、8月1日から新しい被保険者証を医療 機関の窓口で提示してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が 短い被保険者証を送付することがあります。 納付が困難な場合は、早めに相談してください。

8月以降の一部負担金の割合は、表②のと おりです。同一世帯内の被保険者の26年度 の住民税課税所得(25年中の所得から算 出)により判定します。

表② 負担割合の判定方法

X PIEBLOTICIDA				
割合	判定基準			
	同一世帯に住民税課税所得が145万円未満の 後期高齢者医療被保険者のみの場合			
3割負担	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の 後期高齢者医療被保険者が1人でもいる場合			

▷基準収入額適用申請書の提出を

住民税課税所得をもとに3割負担と判定さ れた人のうち、表③に該当する人は、申請に より1割負担となります。1割負担になる可 能性のある人には、基準収入額適用申請書を 送付しています。提出していない人は、7月 31日までに返送してください。

表③ 基準収入額

- ○同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合 ·被保険者の収入383万円未満
- ○同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が複数の場 合…被保険者全員の収入合計520万円未満

○同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人(収 入383万円以上)で、かつ70歳以上75歳未満の人がい る場合…被保険者と70歳以上75歳未満の人の収入合計 520万円未満

※世帯状況の異動や所得の変化などにより、随時変更さ れることがあります

減額認定証を 該当者に送付

世帯員全員が住民税非課税(表④の低所得 Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、限度額適用・標準負 担額減額認定証(以下、減額認定証)を提示 することで、医療機関で支払う一部負担金が 表④の自己負担限度額となり、入院時の食事 代も減額されます。

減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。 現在、減額認定証を持ち、8月以降も引き 続き対象となる人には、7月下旬に新しい減 額認定証を送付します。世帯全員が住民税非 課税の人で減額認定証の申請をしていない場 合は、高齢者医療保険課(市役所本庁舎1 階)、各支所、アクタ西宮ステーションで申

表④ 負担割合と1カ月(月初~月末)の自己負担限度額など

請してください。

区分		割合	自己負担限 外来 (個人ごと)	度額(1カ月当たり) 外来+入院 (世帯ごと)	入院時食事代 の標準負担額 (1食当たり)
所得がある人	現役並みの	3割	4万4400円	8万100円+医療費が26万7000円 医療費が26万7000円 起えた場合は、超えた場合は、超算。 超去12カ月以内に3回以上高額療養の支給があった場合、4回目以降は4万4400円	260円
舟	_ 殳] 割	1万2000円	4万4400円	260円
住民税非課税世帯の	低所得Ⅱ]割	8000円	2万4600円	90日までの 入院…210円 90日を超える 入院(過去12 カ月の入院日 数)…160円
帯の人	低所得工	£. F.		1万5000円	100円

※低所得 I …世帯員全員が住民税非課税であって、かつ各 所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円の 人▷低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人

※月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となる人の個 人ごとの限度額は、75歳の誕生月に限り2分の1

●保険料の計算方法

均等割額 4万7603円

+

所得割額

平成25年中の基準総所得金額(※)

× 9.70

100

Ш 平成26年度年間保険料 (最高限度額57万円)

※基準総所得金額とは、総所得金額等 (収入額-控除額)から基礎控除(33万 円)を差し引いた金額をいいます。ここ でいう控除額とは、公的年金等控除や給 与所得控除、事業所得における必要経費 などのことで、所得控除(社会保険料控 除や扶養控除等) は含みません

特別徴

収

し方

金額が年額18万円未満の場合し、特別徴収の対象となる年方法は特別徴収です。ただ原則として、保険料の納付

す(一部取扱できないカード端末機に暗証番号を入力しま

です。

26年度の初回振替日・

括振替日は7月31

日

以下の人。

所得割額

ッシュカードを持参し、市の窓口に金融機関の

のキ 専用

込を行う場合

○市の窓口で口座振替

の申

限・口座振替は各月末日。3月の各月(9回)で、納支払いは、原則7月~来

は各月末日(休9回)で、納期の則7月~来年

日・祝日の場合は翌営業日)限・口座振替は各月末日(4

b

払収か Aい)で納付します。 以(納付書や口座振禁からの徴収)、またはからの徴収)、またはからの徴収)であれば、特別徴に 座振替で は収 普通 年

出してください。
朝書の依頼者控えを添えて提付印が押印された口座振替依申出書に記入し、金融機関受

払いください。 に添付している納付書でお支 ない人などです。決定通知書

によりすぐに特別徴収ができ になった人や転入などの理

徴金

に、市の窓口で納付方法変更通帳を持参してください。次出印、被保険者証、預(貯)金

たさない人、対象は特別

い人、年度途中で75歳は特別徴収の要件を港

由歳満

ます。

その際、

金融機関届け

額は4万7603円(25年度2年ぶりに見直され、均等割料を負担します。保険料率が被保険者一人ひとりが保険

額増 は り 1 ・ 6 9・70% (0・10・10円増) で、 保険料額の上限は年 (2万円 0 56ポイント 増 です。

納付方法

原則は特別徴収です

●保険料など● 0798 · 35 · 3110 ●被保険者証·

高齢者医療保険課へ

減額認定証など● $0798 \cdot 35 \cdot 3154$

出により納付方法を口座振替市が認めた場合には、申しどは、普通徴収となります。

額

その月に支払われる対象年金者医療保険料との合計額が、

れる介護保険料と後期高

同時に徴収されると見込

納付方法変更手続き〉

変更方法は次のとおりです。特別徴収から口座振替への ○金融機関で口座振替の申 への

まず、金融機関の窓口で、 込を行う場合

内の各金融機関に設置しています。申込書は市の窓口・市口座振替の申込手続きを行い

内の各金融機関に設置して

普通 徴 収

ない人は提出してくださいますので、まだ提出し

γĵ

まだ提出して

人には簡易申告書を送付して

は不要です。

所得が未申告の

額 (が9特

定が行われますので、手続き高齢者医療広域連合で軽減判

年 5 度 割

も併 9 せて提出してください 納付 方法変更 申出

納付相談会開催します 何らかの事情で保険料の納付が困

に変更することができます。

難な場合は、相談してください。 【日時】 7月18日(金)~28日(月)の 午前9時~午後5時 ※土・日曜、 祝日を除く

【会場】市役所本庁舎2階252会議室

所得が把握できていれず

帯の被保険者と世

ば帯

する前間

課決定時において兵庫県後期

額等が表①のとおり。26年度 保険者と世帯主)の総所得金 は、25年中の世帯(世帯の被 減されます。 に応じて26年度の保険料が軽 する人は、平成25年中の所得 次の ②・① の要件に該当 象が拡大 象が拡大 2割の軽減 (年金収入の場合は211 基準総所得金額が8万円の所得割額の軽減】対象 万

表① 均等割額軽減割合判定表

軽減判定所得は、基準総所得金額とは異なります。専 従者支払控除、土地等の譲渡所得の特別控除は適用され 65歳以上 また、専従者給与は算入しません。 の人の公的年金所得については、年金所得の範囲内で最 大15万円を控除し、軽減判定されます。

(10/J 1とJエPN O (+エ//% 1) A こ 1 t O 9 8				
総所得金額等(初次の基準以下の	被保険者+世帯主)が 世帯	軽減割合 (軽減後の 均等割額:年額)		
基礎控除額 (33万円)	被保険者全員の各所 得(年金所得は控除 額を80万円として計 算)が0円	9割(4760円)		
	上記以外	8.5割 (7140円) ※		
基礎控除額(33 世帯の被保険者	3万円)+24.5万円× 数	5割(2万3801円)		
基礎控除額(33 帯の被保険者数	3万円)+45万円×世	2割(3万8082円)		

※平成26年度は特例により8.5割軽減(本来は7割軽減)

得の低 軽 減 い

部対象が拡大

ました

は対象外

軽減

減

被被 挨用 養者

食者だった人 保険の

多割軽減され 類にかかわら 特例 減さわ 日に 割 |軽減され、保 被用者保険の被扶者医療制度に加入 れます。なお、26らず、均等割額が (※) は所得割 均等

とき、 以下になるときなどは、申請世帯の所得が軽減判定基準額 れる場合があります。により保険料の減免を受けら 世帯主が死亡したことにより とき、 災害で大きな損害を受け 所得が著しく減少した 世帯の他の被保険者や

減 免 康保険組合に加入していた人(※)国民健康保険や国民健 は年 額 4760円になりま